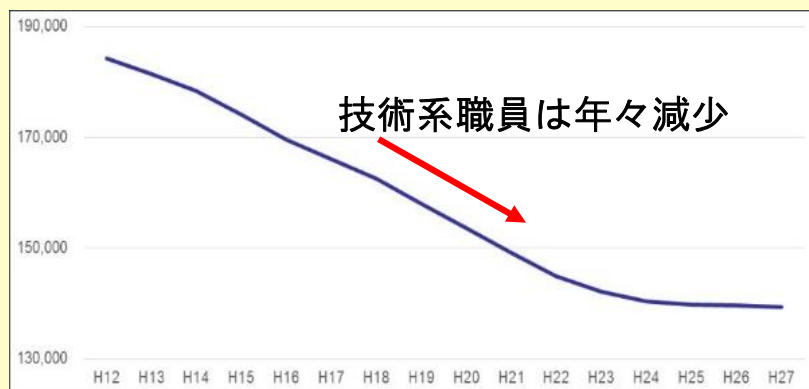


近畿市町村災害復旧相互支援機構

国土交通省 近畿地方整備局
防災室・災害対策マネジメント室

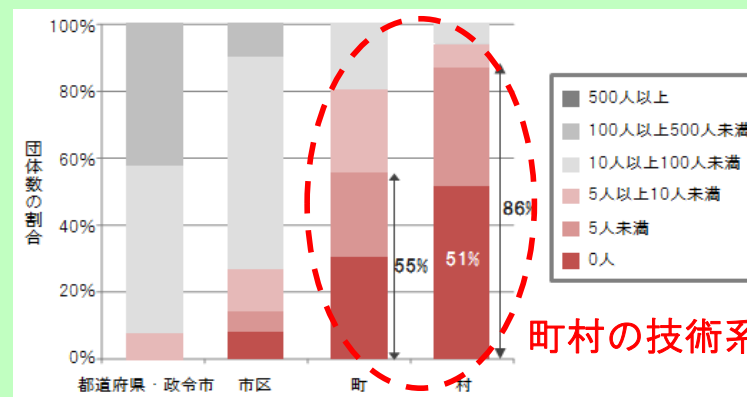
①市町村では職員数が年々減少

特に災害復旧を担う技術系職員数は大きく減少



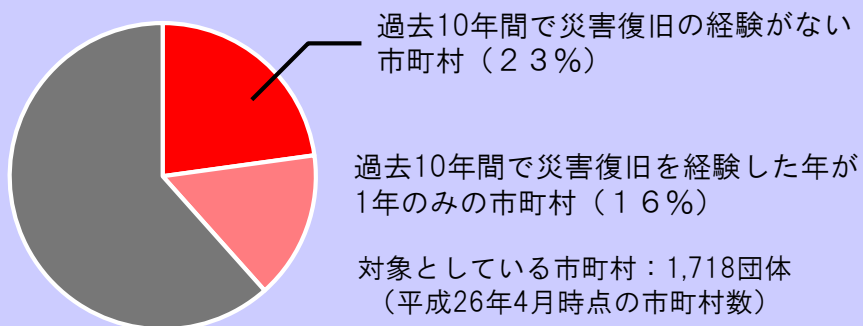
②「村」の約半分では技術系職員がすでに0

「町」の約6割「村」の9割でも5人未満



③災害復旧の経験が少ない市町村が約4割

約4割の市町村では、過去10年間の災害復旧事業を実施した経験が1回以下



④災害時には膨大な業務を迅速に処理する必要がある

被災市町村では少人数の職員が、災害査定など普段は経験しないが迅速な対応が求められる膨大な業務を実施する必要がある

北海道・東北豪雨では…

【岩手県岩泉町の例】

374箇所・約85億円にのぼる

復旧事業をわずか6名の職員で対応

○他の自治体から支援を受ける

○民間事業者が発注者支援業務、

CM方式によるマネジメント業務を委託

熊本地震では…

【熊本県御船町の例】

392箇所・約32億円にのぼる

復旧事業をわずか7名の職員で対応

○他の自治体から支援を受ける

⑤被災市町村からは被災箇所調査だけでなく、災害査定設計についても支援が求められている

- ・ 発災時に被災市町村からの要請に基づき、TEC-FORCEによる被災箇所調査支援を実施。
- ・ 国交省は災害査定を行う立場にあることから、災害査定設計を支援することは利益相反となり、直接的な支援が実施できない状況にある。

①災害復旧の業務に関する支援

→ 「近畿市町村災害復旧相互支援機構」の創設

②災害復旧の発注・監理体制に関する支援

→ 市町村災害復旧「サポートセンター」の創設

【サポートセンターの人員】

行政経験者のうち、災害復旧や災害査定の実務経験を有する者を
サポート隊員として選任

③災害復旧の受注者確保に関する支援

→ 「緊急随意契約ルール」の構築

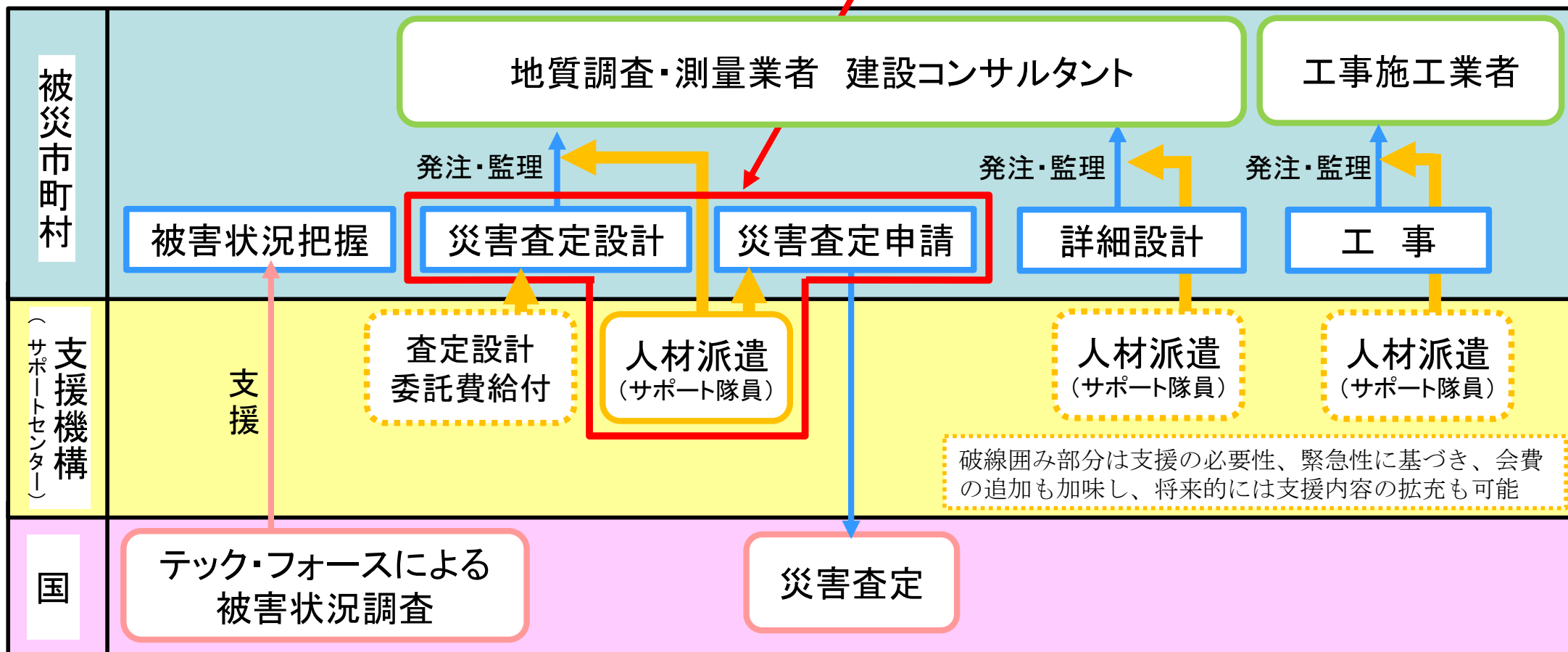
支援機構の目的と支援内容

【支援機構の目的】

激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に伴い公共土木施設の被害が多発する状況を鑑み、市町村の技術系職員が減少する状況の中、市町村の相互支援の観点から、新たに「近畿市町村災害復旧相互支援機構」を創設し、円滑な災害対応と早期の復旧を図ることを目的とする。

【災害発生時の支援内容】

機構発足当初は赤囲み部分の支援を実施

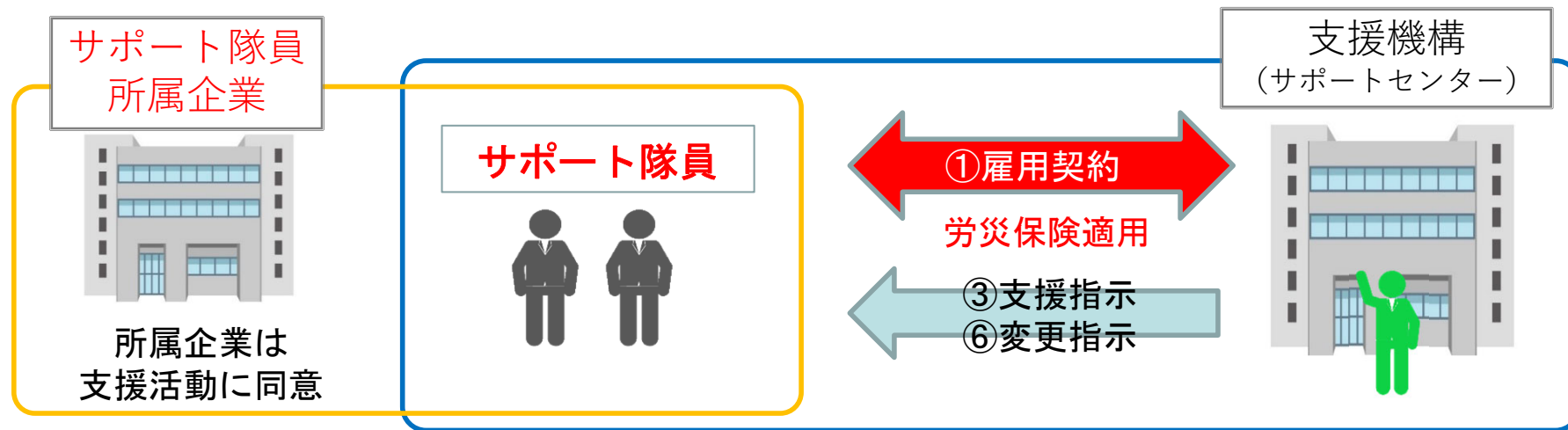


【平時の支援内容】

加入市町村職員の災害対応に必要な技術力研鑽

【実施例】: 災害査定の最新情報に関する勉強会の開催(整備局からも講師派遣)、前年度に被災し支援を受けた会員市町村の被災対応に関する検証、市町村が実施する防災訓練等に対する助言 など

支援機構(サポートセンター)とサポート隊員



サポート隊員の業務

- (1) 災害査定設計書の作成補助
- (2) (1)に関連して必要なコンサル業務の発注補助、業務監理補助
- (3) 災害査定立会補助

サポート
隊員



業務監理
補助



コンサル
タント

委託
発注

コンサル発注・指導

改良復旧や実施設計レベルの業務、CADを使った図面作成等を求める場合は、市町村はコンサル発注を行う。

災害査定設計書

最終的には、市町村の責任のもと、査定設計書を完成させ、国に提出

④⑦支援実施

②支援要請
⑤変更要請

サポート隊員

- ・行政経験者のうち、災害復旧や災害査定の実務経験を有する者を選任する

サポート隊員への指示

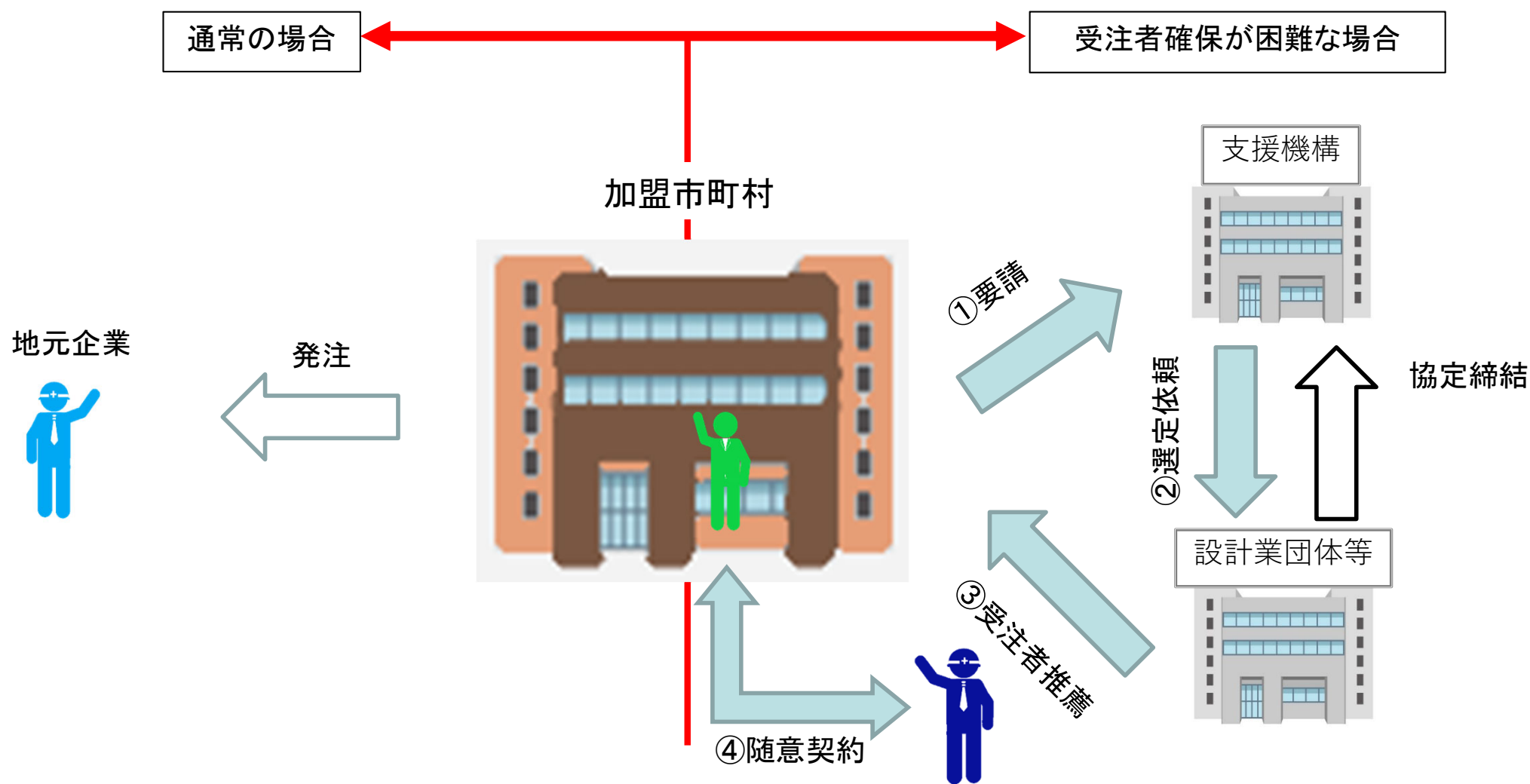
- ・市町村は、査定対象箇所、箇所数等の要請内容に変更が生じた場合、機構を通じてサポート隊員に変更指示する。市町村がサポート隊員に「直接指示」すると派遣法違反になる恐れがあるので注意。
- ・ただし、打合せの中で復旧工法変更等の方針を伝えることは問題ない。



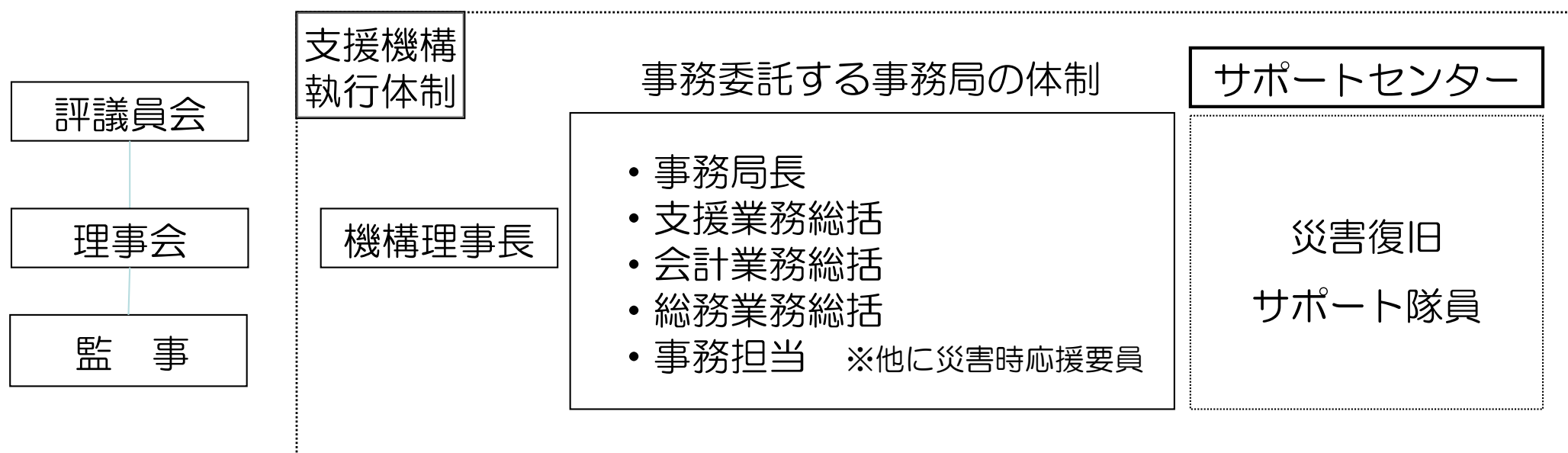
会員市町村

大規模災害時に近隣市町村からの発注が地元企業に集中し、災害査定設計、詳細設計などの業務を進めるために必要な受注者確保が困難な場合、加入市町村は機構を通じて設計業団体等★から対応可能な受注者の推薦を依頼することができる。

(★(社)建設コンサルタント協会近畿支部 など)



機構は非営利型の一般財団法人とし、市町村が会費（年間50万円）を納めることで会員となり、支援を受ける。



※会員、機構からなる連絡調整会議を設置
(整備局は機構の要請により参加)

※評議員・・・有識者3名
 理事・・・有識者1名（理事長）、市町村首長5名
 監事・・・公認会計士

キックオフ(R2. 1. 10)

トップセミナー(各府県(部長、技監等)、32市町村(首長、副市長、部長等)120人が参加)

趣旨説明(R2. 3~)

6府県の市町村長へ、各長会・町村長会を通じて説明(R2. 3~)

各市町村の担当者を対象とした勉強会の開催(R2. 8~)

制度設計(R2. 10~)

17市町村による制度検討会を設置し担当者で議論

素案
(国交省で策定)

制度
(原案)

R3.1 原案説明会→参加意向把握

設立準備(R3. 3月~5月)

機構への参加意向のある29市町村の担当で協議(制度検討委員会)

- ・ 制度(案)、定款(案)等の策定
- ・ 支援機構役員の調整、依頼(設立者等)

制度(原案)

支援機構設立準備会幹事会(R3. 5. 27)

制度(案)

- ・ 設立者(6市町村)の担当で設立準備会に向けた協議、調整

支援機構設立準備会(R3. 7. 2)

一般財団法人近畿市町村災害復旧相互支援機構の発足(R3. 7. 21)

○研修会

- ・日 時: 令和4年7月13日(水)～15日(金)13時～17時
※内、1日の参加
- ・場 所: OMMビル
- ・参加者(受講生:80人、スタッフ21人(延べ))
会員市町村:18市町村34人、サポート隊員:38人
UR都市再生機構:8人
- ・内容
被災メカニズムや復旧工法をグループ討議し、災害査定資料を作成し、市町村会員は申請者に、サポート隊員は査定官と立会官になり模擬査定を実施。



○市町村支援

- ・事象 : 令和4年9月 台風14号の被害
- ・支援日時 : 令和4年10月14日(金)13時～17時
- ・場所 : 宍粟市千種市民局
- ・サポート隊員人数:2人
- ・内容
被災現場の3カ所(道路1カ所、河川2カ所)の現地を確認し、復旧工法について設計書で説明を受け、復旧工法等で気になる点について意見交換を行った。



令和5年3月末時点での会員市町村【21団体】

●滋賀県

大津市、草津市、栗東市、東近江市

●京都府

福知山市、八幡市、京丹後市、木津川市

●大阪府

高槻市、貝塚市、摂津市、泉佐野市、岬町

●兵庫県

宍粟市、佐用町

●奈良県

五條市、三郷町、王寺町、広陵町、十津川村、桜井市

ホームページ

kinki-shienkiko.or.jp

お問い合わせ先

○ 一般財団法人 近畿市町村災害復旧相互支援機構

info@kinki-shienkiko.or.jp

(事務局:近畿建設協会 06-6941-3477)

○ 近畿地方整備局 防災室 06-6942-1575